

## 南部地区地域づくり協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、南部地区地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。なお、南部地区とは、南町二丁目・南町三丁目・南町四丁目・六供町・六供町生川の5町とする。

### (目的)

第2条 協議会は、地域における支えあいや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 協議会は、南部地区をより良くするために、地域に必要なことや地域にできることの具体化を検討しながら、地域課題の解決に向けて、地域全体で取り組むことのできる計画や体制づくりを行う。

### (構成)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

### (事務所)

第5条 本会の事務所は、会長宅に置く。

### (役員)

第6条 協議会に、会員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

### (役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事その他運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 本会に、事業企画等を行う「企画運営委員会」を置く。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

2 会長は、会計年度の終了後、監事の監査を受けて、協議会に会計を報告し、承認を受けなければならない。

(会則に定めのない事項)

第11条 この会則に定めのない事項については、会長が会員に諮って別に定める。

附 則

1 この会則は、平成20年10月1日から施行する。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

2 平成20年度の会計年度は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成20年10月1日から始まるものとする。

3 この協議会の指定金融機関は、高崎信用金庫前橋南支店とする。